

知立市指定管理者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の公の施設の管理に対して適正な評価を行なうため、知立市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の公の施設の管理に対する評価に関する事項の調査及び報告
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げないものとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、財務課長をもって充てる。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部財務課において処理をする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。